

議案第20号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項を次のように改める。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

別表第3ア 行政職給料表級別基準職務表7級の項を次のように改める。

7級	1 理事、部長又は会計管理者の職務 2 議会事務局長の職務 3 委員会又は委員の事務局長の職務 4 参事の職務
----	--

別表第5福祉業務手当の項中「児童虐待等防止業務」の次に「、高齢者支援業務」を加える。

(佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年佐倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第20条第3項第2号の規定により読み替えて適用される」を「第20条第2項に定める」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。